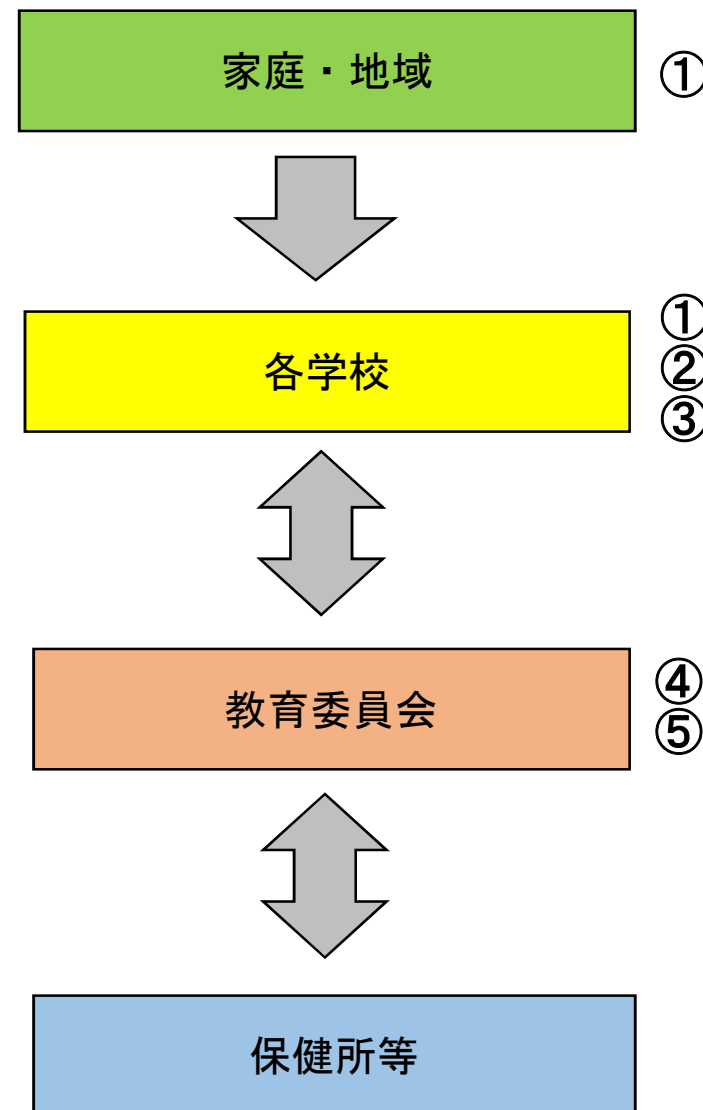


市立学校における安全体制の構築について（学校・幼稚園における保健マニュアル概要）

概要

- 誰もがウイルスを保有している可能性があり、学校内への侵入をゼロにすることは科学的に不可能。また、今後、長期にわたる対応が必要。
- 今後の学校再開に向けて、各学校の安全体制を構築するため、以下のような体制構築を図る。

体制



① ヒトがウイルスを校・園内に持ち込まない工夫

ア 家庭での感染予防対策の依頼

自宅での毎朝の健康観察の徹底（学校から配布した「健康チェックリスト表」を活用）
 発熱・咳・のどの痛み等の風邪の症状がみられる場合は、自宅での休養を要請
 家庭でもこまめな手洗いや十分な睡眠・バランスの取れた食事を心掛けるよう指導

イ 「健康チェックリスト表」は、児童生徒が登校してきた時、校門をに入って、下足室に入る前までの間で実施（渡り廊下等を利用）

② 知らないうちに持ち込まれたウイルスが校・園内で増幅しない工夫

ア 学校医等の専門家と連携し、学校の環境整備について適宜助言を受ける

イ 児童生徒・教職員に対し、手洗い・マスク着用の徹底。1時間に1回以上換気を実施

ウ 教室等のドアノブ・スイッチなど児童生徒が触れる場所は、教職員が1日1回以上消毒を実施

エ 日常的な掃除における留意点の遵守（トイレ掃除は教職員が実施など）

オ 教職員の健康管理や職員室内の環境管理の徹底

③ 校・園内のヒトからヒト感染の可能性を早期に把握する工夫

ア 朝の健康観察結果を管理職が集約し、校・園内での感染を早期に把握

イ 発熱者（感染の疑いがある者）への別室対応

④ 校・園内のヒトからヒト感染を早期に抑制する対策

ア 「クラスター対策事前調査チーム」が発生した段階から濃厚接触者を早期に特定し、PCR検査を実施

イ 学校・園関係者に感染者が出た場合は、速やかに学校・園の消毒・学校閉鎖等を実施

ウ 感染者又は疑いのある者等については、出席停止等の取扱いを実施

⑤ 困ったときに相談できる体制の整備

ア 児童生徒・教職員の心のケア

イ 教育委員会に感染症対策の相談部署を置き、保健所等の専門機関と連携